

4 水推第 793 号
令和 4 年 8 月 19 日

都道府県知事 殿

水産庁長官

三倍体魚等の水産生物の利用について（通知）

三倍体魚等の利用にあたっては、「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（平成 4 年 7 月 2 日付け 4 水研第 343 号水産庁長官通達。以下「本要領」という。）を定め、三倍体魚等を利用しようとする者は、①生殖能力などの特性評価を行い、②水産庁長官に確認を申請し、③水産庁長官による特性評価の確認を受ける仕組みとしてきました。

本要領に基づき 30 年間特性評価の確認を実施してきましたが生態系に影響を与えたという報告はないこと、また農業においては三倍体の農作物を自由に利用できる中で、水産生物のみ本要領に基づき特性の評価を求めていることから、本取扱いについて見直すこととし、有識者による検討を行い、別添のとおり取りまとめられたところです。

水産庁としては取りまとめにおいて、

- ① 「三倍体」については一般的に生殖能力をほとんど持たず、配偶子形成能力を持つ場合でも放出する卵子、精子等（配偶子）の量が極めて少ないことが知られており、自然環境下において三倍体が同種の二倍体と比較して大きく生態系に影響を与えることは考えにくい
- ② 「四倍体」については、二倍体を超える生殖能力を持つものはないと考えられる一方、知見はないが、理論上、一部が同じ環境に生息する交配可能な同種、或いは近縁種の二倍体と交配して三倍体を産出する可能性が考えられる
- ③ 三倍体魚等の養殖生産は拡大し続けているが、三倍体魚等が生態系に影響を与えたという事例は報告されていない

とされたことを踏まえ、本要領を廃止して問題ないと判断するに至りました。

については、三倍体魚等の水産生物の利用について下記のとおりとするのでよろしくお願いします。

記

○ 通達の廃止

「三倍体魚等の水産生物の利用要領」について（平成 4 年 7 月 2 日付け 4 水研第 343 号水産庁長官通達）及び「三倍体魚等の水産生物の利用要領」における確認等について（平成 4 年 7 月 2 日付け 4 水研第 344 号水産庁研究部長通達）を廃止します。

なお、都道府県におかれては、今後、別添取りまとめを踏まえ適切に対応願います。